

加古川市子育て世代包括支援センター設置及び運営要綱

平成29年4月21日

こども部長決定

(設置)

第1条 妊娠期から子育て期における母子保健や育児等に関する様々な相談に応じ、切れ目のない支援を行う拠点窓口として、子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
加古川子育て世代包括支援センター	加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所内
東加古川子育て世代包括支援センター	加古川市平岡町新在家615番地の1 イオン加古川店内

(業務時間)

第3条 センターの業務時間は、加古川子育て世代包括支援センターにあつては午前8時30分から午後5時15分まで、東加古川子育て世代包括支援センターにあつては午前10時から午後6時までとする。

(休業日)

第4条 加古川子育て世代包括支援センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 東加古川子育て世代包括支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 毎月第1、第3及び第5日曜日
- (2) 偶数月の第2土曜日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) イオン加古川店の休業日

(職員の配置)

第5条 センターごとに、保健師、助産師その他の母子保健に関する専門知識を有する者を1名以上配置する。

(業務の内容)

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (2) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。
- (3) 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を

行うこと。

(4) 支援プランを策定すること。

(5) 保健医療又は福祉の関係機関と連携調整を行うこと。

(6) その他妊産婦及び乳幼児の保護者等の支援に関すること。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。